

# 道後聖墓苑使用承諾証

氏 名 殿

住 所

使用霊域	霊域
使用場所	区 番 号
使用面積	平方メートル
永代使用料	¥
使用承諾番号	第 号
備 考	

上記のとおり道後聖墓苑使用規則により、その使用を認め  
この証を交付します。

(西暦) 年 月 日

道 後 聖 墓 苑

管理会社 松山開発株式会社 印

松山市山田町乙229番地 TEL(089)924-2004

# 道後聖墓苑使用規則抜萃

1. 当墓苑は墳墓及び、碑石形像類建設の用に供する目的以外には、使用できません。  
又、墓苑内へ動物等ペットを連れての来苑は固く禁じます。
2. 埋葬又は改葬のときは所轄官庁の発行する埋（改）葬許可証に本使用承諾証を添えて、管理者に届出てください。
3. 公衆衛生上、本墓地に、死体を埋葬することはできません。  
又、使用承諾者の親族以外の者を埋葬することはできません。但し管理者の承諾を得たときはその限りではありません。
4. 墓碑建設、その他の設備工事を行うときは、墓石等設置申請書を提出し管理者の承認を受けてください。
5. 使用承諾証を紛失又は汚損した場合は管理者が定める再発行申請書により、再発行を受けてください。
6. 使用者が住所又は氏名を変更した場合は、管理者が定める記載事項変更届により使用承諾証の訂正を受けてください。
7. 使用权を継承しようとするときは、墓地使用权継承届けに継承者を証明できる所轄官庁発行の書類を添え、管理者の承認を得て相続人又はその親族の一人が墓地の使用权を継承することができます。
8. 次の各号に該当するときは本墓地の使用承諾を取消します。
  - ① 所定の管理料を納めなかったとき
  - ② 使用者が所在不明で3ヶ年を経過したとき
  - ③ 使用者が使用承諾場所を第三者に譲渡、転貸したり、目的以外に使用したとき
  - ④ その他使用規則に違反したとき
9. 如何なる場合においても既納の使用料、管理料は還付致しません。
10. 天変地異等不可抗力による損害及び、第三者による損害については、一切墓苑は責任を負いません。
11. 墓苑使用者は苑内の休憩所、釈迦堂などの施設の利用は自由です。管理者の指示に従ってご利用ください。
12. その他事項については、道後聖墓苑使用規則（北側新規造成区画）による。